

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第2回期日(20210902)提出の書面です。

東京地方裁判所令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 ほか7名

被告 国

原告ら第1準備書面

(求釈明に対する回答)

2021年(令和3年)7月30日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

ほか

本書面では、答弁書記載の求釈明事項を踏まえ、原告らの主張内容について補足する。

第1 求釈明の内容

答弁書において、被告から求釈明があった事項は以下のとおりである。

- ① 原告らの主張は、同性の者との婚姻を認めていない民法及び戸籍法の特定の規定が違憲であることを主張するものではなく、国会議員が民法及び戸籍法において同性の者と婚姻を認める法制度を創設しないことが違憲であると主張するという理解でよいか(以下「**求釈明事項①**」という)。

- ② 上記の理解でよい場合、国会議員に義務付けられる「同性の者との婚姻を認める立法」とは具体的にどのような立法内容であるか（以下「**求釈明事項②**」という）。

第2 求釈明事項①に対する回答

- 1 原告らの主張は、法律上同性の者との婚姻を認めない現行民法及び戸籍法の規定（すなわち、本件規定）が、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反しているというものであり、「国会議員が民法及び戸籍法において同性の者との婚姻を認める法制度を創設しないこと」が違憲であると主張するものではない。

すなわち、原告らは、本件規定が憲法24条1項に違反すること（訴状23頁から54頁）、憲法14条1項に違反すること（訴状54頁から77頁）及び憲法24条2項に違反すること（訴状77頁から84頁）をそれぞれ明らかにしたうえで、国会が正当な理由なく長期にわたって法律上同性の者との婚姻を可能とする立法措置（違憲状態にある本件規定の改正）を怠っていることが、国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張している（訴状84頁以下）。

- 2 この点、判例も、「立法の内容」の違憲性の問題と、「国会議員の立法行為又は立法不作為」が国家賠償法1条1項の適用上違法となるかどうかを明確に区別している（在宅投票事件最高裁判決（最判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁）、在外投票事件大法廷判決（最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁）、再婚禁止期間事件大法廷判決（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）等参照。）。

上記1で説明した原告らの訴状での主張の構成も、上記判例に沿ったものであり、いわゆる立法不作為に関する国家賠償請求事件における判断枠組みとして一般的なものである。

3 被告は、原告らが、結論において、「法律上同性の者との婚姻を認める立法を怠ったという立法不作為について、被告は国家賠償法1条の損害賠償責任を負う」（訴状113頁）と主張していること等をうけ、「原告らは国会議員が同性の者との婚姻を認める法制度を創設しないこと（憲法上の権利行使の機会を確保する立法の不作為）が違憲であり、その立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法であるとの主張をしているものと解される。」（答弁書2頁）などと主張する。

しかし、訴状の上記箇所における原告らの主張が国家賠償法1条1項の違法性に関するものであることは、上記1で説明したとおりである。原告らが「国会議員が同性の者との婚姻を認める法制度を創設しないこと」の違憲を主張しているとの被告の理解は、原告らの主張を正しく理解したものではないし、判例が「立法の内容」の違憲性の問題と「国会議員の立法行為又は立法不作為」が国家賠償法1条1項の適用上違法となるかどうかを明確に区別していることも無視している。

4 なお、「立法の内容」の違憲性の問題を論じる際、憲法上の要請に反する法律の規定それ自体が違憲と理解することも、憲法の要請にかなう改廃等の立法がされていないことが違憲であると理解することも可能であり、その区別は相対的なものである。しかし、現に憲法上の要請に反する法律の規定がある以上、その法律の規定が違憲であると理解すれば足りる。

本件においても、訴状で述べたとおり、法律上同性の者との婚姻を認めない本件規定により、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反する状態にある以上、端的に本件規定が違憲であると理解すれば足りる。

第3 求釈明事項②に対する回答

上記第2に記載のとおり、原告らは、法律上同性の者との婚姻を認めない現行民法及び戸籍法の規定が違憲であると主張するものであって、求釈明事項②はそ

の前提を欠き、回答の必要を認めない。

以上